

王子動物園売店運營業務委託事業者公募要領

1. 目的

この要領は、公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下「協会」という。）が管理する王子動物園売店（以下「売店」という。）において、土産物等を販売する事業者（以下「事業者」という。）を公募により選定するため、必要な手続き等について定める。

2. 公募施設の概要

(1) 売店の概要

① 所在地

神戸市灘区王子町3丁目1 神戸市立王子動物園内

② 建物（別紙1，2）

木造鉄板葺平屋建

（神戸市から管理許可を受けた建物）

売店 現在の名称「パンダプラザ」 約 88㎡ 動物園正面出入口の東

（神戸市から設置許可を受けた建物）

倉庫1（現在は事務所としても使用） 約 26㎡ かがみのお家南側

倉庫2 約 16㎡ かがみのお家西側

③ 設備

売店 : 電気、上下水道、空調設備

倉庫1，倉庫2 : 電気

(2) ベビーカー貸出業務

① ベビーカー収納庫：約14㎡（売店北側）

② ベビーカー : 135台（貸与）

3 入札参加者の資格要件

次の(1)～(7)の要件をすべて満たしていること。

(1) 法人格を有すること。

(2) 3年以上の売店の経営実績があり、現在も経営していること。

(3) 直近3年間の営業収支が、連続で赤字ではないこと。

(4) 次の①～②のいずれにも該当しない者であること。

① 当該事業に係る契約を締結する能力を有しない。

② 国税又は神戸市税の滞納がある。

(5) 次の①～⑥のいずれにも該当しない者（いずれかに該当する者であって、その事実があった後3年間経過した者を含む。）であること。

① 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

② 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。

③ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。

- ④ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - ⑤ 落札したにもかかわらず正当な理由なく契約を締結しなかったとき。
 - ⑥ ①～⑤の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（抜粋掲載、資料2）第5条に該当する者）に該当しないこと。事後に該当することが判明した場合は、事業者としての決定を取り消す。
- (7) 当該営業に必要な資格及び免許等を有していること。

4. 公募施設の営業条件

(1) 営業方法

売店の運営、ベビーカーの貸出し及び特定商取引に関する法律で定める通信販売（以下「通信販売」という。）業務を委託する。事業者は直営で業務を行うこと。

(2) 営業内容

① 売店

社会教育施設である王子動物園にふさわしい利便施設として営業すること。

入園者に喜ばれる王子動物園にふさわしい土産物を販売すること。また、動物に関する知識の普及と理解を深める書籍、DVD、CD等の出版物も販売すること。

営業時間内は、入園者の通行の妨げにならないと協会が認めた範囲内で、店舗前の通路部分に商品を展示、販売することは可能である。

以下の商品の販売は禁止する。

- ・風船やボールなど園内の動物に害を与えるおそれのある商品
- ・射幸心をそそるような商品
- ・タバコ類
- ・土産物以外の飲料、食品（店頭で製造するソフトクリーム類を除く。）
- ・自動販売機による商品

② ベビーカー貸出

ベビーカーの貸出し業務及びベビーカー、収納庫、券売機の維持管理を行う。

ベビーカー貸出しは、別途定める「ベビーカー貸出しサービスに係る利用規約」（別紙3）に基づいて運営すること。

ベビーカーの貸出し単価は1回につき300円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、使用料は事業者の売上げとする。

ベビーカー利用券の裏面に利用者に氏名を記載させ、回収した利用券は、翌日中に協会に提出すること。

事業者は、協会が貸与するベビーカー、収納庫、券売機を常に清潔に保ち、良好に管理しなければならない。ベビーカーにかかる修理、補充や券売機の維持費は協会が負担する。

(3) 営業日

売店及びベビーカー貸出しの営業日は、動物園の開園日とする。

動物園の休園日は、水曜日及び年末年始（12月29日～翌年1月1日）とする。ただし水曜日が祝日の場合は開園し、1月2日～4日、春休み、夏休みの一部も開園するときがある。2024年は1月3日、3月27日、4月3日、8月14日が臨時開園日である。なお、人や動物の感染症拡大等の理由により、一定期間臨時休園することがある。

現在、王子動物園を含む王子公園の再整備事業が実施されているが、整備工事を原因として王子動物園が全面休園することはない。

(4) 営業時間

3月～10月 午前9時～午後5時

11月～ 2月 午前9時～午後4時30分

- ① 8月のトワイライトZOOの期間中（5日間程度）は、営業時間が2時間延長されるほか、イベント等により営業時間を延長するときがある。
- ② 春休み、ゴールデンウィークは、開園時刻が10分程度早まることもある。
- ③ 営業を行うことのできない特段の事由があり、かつ当協会の承認のない限り、営業の休止・短縮はできないものとする。

(5) 管理面での遵守事項

王子動物園は都市公園法に基づく都市公園内にある施設であるので、神戸市の許可条件を遵守すること（別紙4）。また、動物園の業務に支障のないよう営業すること。

5. 仕様について

(1) 内装、備品

- ① 現事業者の店舗用什器、工作物、スポット型照明器具等は、2025年4月11日（金）までに撤去する。ただし、決定した事業者が現事業者と協議のうえ、什器等を引き継ぐ場合はこの限りではない。その際、両事業者が押印した「引継ぎ書」を、協会に提出すること。なお、現事業者が決定した事業者となった場合は、この限りでない。
- ② 設備、什器、備品等の追加や変更、内装の変更に要する経費は、事業者の負担とする。

(2) 維持、管理

- ① 事業者は、施設等を、善良な管理者の注意をもって、使用すること。
- ② 公募施設、設備の維持管理に要する費用（電気、上下水道使用料金、ゴミ処理費用等）は、事業者の負担とする。これらの費用は、協会からの請求に基づき支払うこと。2023年度の実績費用は以下のとおりである。
 - ・電気使用料金 約720,000円（毎月請求）
 - ・上下水道使用料金 約 20,000円（2か月に1回請求）
 - ・ゴミ処理費用 約 81,000円（年度末経過後に1回請求）
- ③ 汚水は、必ず下水に排水するものとし、衛生管理には、十分注意すること。
- ④ 売店周辺については、事業者の責任と負担で、美化に努めること。
- ⑤ 売店営業で発生する音（BGM等）については、動物に影響のないように配慮すること。
- ⑥ 商品の搬入、配送の際は、入園者の通行の妨げにならないよう注意を払うこと。

(3) 点検等

事業者は、消防法に基づく防火管理者、火元責任者を配置し、消防法で義務付けられている点検に要する費用は、事業者が負担する。

(4) 報告事項

売店の売上管理（通信販売を含む。）は、レジスターを使用し、下記のとおり協会あてに報告を行うものとする。

- ① 日毎のジャーナルと売上傳票の写しを、翌日中に提出すること。
- ② 月毎の売上金報告書と納付金計算書を、翌月5日までに提出すること。

(5) 情報交換会の開催

事業者は、売店の利便性向上と販売促進を目的として、協会職員との情報交換会を随時開催する。

(6) その他

- ① 開業にあたって必要となる手続き等は、事業者が行うこと。
- ② 売店の店舗看板や、サイン等を設置する場合は、都市公園内にある社会教育施設内の施設として調和の取れたものとし、事前に協会の承認を得ること。また、内装の大幅な変更を行う場合も同様とする。
- ③ 売店利用者等からの苦情、要望等については誠意をもって対応し、重要な事案については、速やかに協会に報告すること。
- ④ 青少年の健全育成に努め、公園施設として秩序維持を図ること。
- ⑤ 従業員は、お客様へ誠実な姿勢で対応すること。

6. 契約について

(1) 契約

協会と事業者が、別紙5により委託契約を締結する。

(2) 契約期間

2025年4月12日から2026年3月31日までとする。

契約満了の3か月前までに、文書により、双方が契約終了の申し出をしないときは、2027年3月31日まで契約期間の延長をすることができる。2027年4月1日以降については、1年又は1年未満の契約期間の延長をすることができるが、この期間については、2025年度中に概算スケジュールを協会から事業者へ示す。

事業者が納付金若しくは負担すべき費用を1か月以上支払わないとき、又は神戸市から当該売店に係る許可がなくなった場合は、契約を解除する。その際、損害等の一切の補償は行わない。

(3) 納付金

- ① 事業者は、月毎の売店営業（通信販売を含む。）及びベビーカー貸出業務に係る売上金額（消費税及び地方消費税額を除く。）に、下記②で提案する歩合率を乗じて得た金額及びこれに係る消費税、地方消費税額を加えた金額（以下「納付金」という。）を翌月末までに支払うこと。納付金の額に1円未満の端数があるときは、切り捨てる。
- ② 事業者は、応募にあたり歩合率（小数点以下第1位までの%）を提案すること。ただし、歩合率の最低限度は20.0%とする。
書籍、DVD、CD等の歩合率については、提案された歩合率の2分の1とする（小数点以下第2位までとなる可能性あり。）。

- ③ 納付金の1年間の合計金額が26,000,000円に満たなかった場合は、最終納付日にその差額を支払うこと。ただし、初年度については24,000,000円とする。
 - ④ 納付金を納付期日までに納付しない場合は、当該期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を支払うこと。遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満の場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 前記5(2)②の費用の支払いの場合も同様とする。

(4) 保証金

- ① 事業者は、契約締結前に、保証金として、5,000,000円を協会指定の口座に振り込むこと。振込手数料は事業者の負担とする。
- ② 契約が満了したとき、契約が解除されたとき又は契約が終了したときは、事業者による原状回復及び明渡し完了後2か月以内に、保証金を返還する。ただし、未払金及び原状回復措置不履行等、事業者における協会に対する債務が残存するとき及び下記(5)に定める違約金が発生した場合は、これらを差し引いて、保証金を返還する。
- ③ 保証金には、利息を付さない。

(5) 違約金

- ① 事業者が、自己の都合により、契約を解除した場合又は自己の責に帰する理由により、契約を解除された場合は、5,000,000円の違約金を、協会に支払うこと。開業前に、事業者が契約を解除する場合も同様とする。
- ② 上記①の場合であっても、事業者は、原状回復及び明渡しに係る費用を別途負担すること。

7. 事業者の決定方法

(1) 1次審査

事業者が提出した法人の実績、事業計画、創意工夫計画により、下表の配点で評価する。評価は、審査員5名で行う。評価者全員の評価点を集計し、評価項目全てにおいて50%以上の評価があり、かつ評価点の合計（平均値）が70点以上の事業者を1次審査通過者とする。

事業計画書に記載した内容は、契約事項となるため、契約後に不履行があった場合は、契約解除及び違約金が発生することがある。

評価項目	内 容	配点	1次審査通過条件	
法人の実績	会社の概要、売店の経営実績	20点	50%以上	70 点 以 上
事業計画	基本コンセプト、販売品目・価格、収支計画、広報計画、社会貢献計画	60点	50%以上	
創意工夫計画	創意工夫案	20点	50%以上	

(2) 歩合率による決定

上記(1)の1次審査通過者が提案した歩合率を比較し、歩合率の最低限度以上で最も高い歩合率の事業者を、売店運営予定事業者として決定する。最も高い歩合率の提案者が2社以上の場合は、上記(1)の評価点が最も高い事業者に決定し、最も高い評価点が2社以上の場合は、くじにより決定する。

8. 公募スケジュール

- (1) 公募要領の配布 6月24日(月曜)～7月18日(木曜)
- (2) 質問受付締切 7月 8日(月曜)
- (3) 質問への回答 7月12日(金曜)
- (4) 施設見学予約締切 7月 4日(木曜)
- (5) 施設見学 7月 8日(月曜)
- (6) 応募書類の受付 7月12日(金曜)～7月19日(金曜)
(17日(水曜)を除く)
- (7) 応募資格がない通知 7月25日(木曜)
- (8) 選考結果の通知 8月上旬

9. 公募から事業者決定までの手続き

(1) 公募要領の配布

公募に参加を希望する事業者は、協会ホームページから公募要領を入手すること。
配布期間は2024年6月24日(月曜。以下、特に記載がない場合は2024年とする。)から7月18日(木曜)までとする。

(2) 応募書類の受付

公募に参加する事業者は、下記(3)の提出書類に必要事項を記入、押印のうえ、7月12日(金曜)から7月19日(金曜)までの間(17日(水曜)を除く)に、下記(4)の窓口へ郵送、宅配又は提出すること。郵送、宅配の場合は送付記録が残る方法とし、受付期間中の必着を条件とする。

提出した書類の審査の結果、参加資格がないものは、7月25日(木曜)までに文書で通知する。なお、提出書類は返却しない。

(3) 参加申込書兼誓約書等の提出

①～⑩の書類を各1部提出するとともに、②③④の書類はデータで下記(5)記載宛のEメールでも提出すること。

- ① 参加申込書兼誓約書(様式1)
- ② 事業計画書(様式2) ※1
- ③ 収支計画書(様式3) ※1
- ④ 創意工夫計画書(様式4) ※1
- ⑤ 歩合率提案書(様式5)
- ⑥ 印鑑証明書 原本1通 ※2
- ⑦ 履歴事項全部証明書 原本1通 ※2
- ⑧ 国税の滞納がないことの証明書(納税証明書その3の3) 原本1通 ※2
- ⑨ 神戸市税の滞納がないことの証明書 原本1通 ※2
- ⑩ 直近3年分の決算報告書(損益計算書及び貸借対照表)

※1の書類は、別紙として追加可能。

※2の書類は、2024年5月1日以降発行分

(4) 提出先・連絡先(9:00～16:30(水曜日を除く))

〒657-0838 神戸市灘区王子町3丁目1 神戸市立王子動物園内動物科学資料館
(東側の動物科学資料館の専用入口から入る場合は、入園料は不要)
電話 078-801-5711 担当: 上山、穴戸、藤川

(5) 施設見学

7月8日（月曜）午前8時30分に公募施設の見学を予定している（写真、ビデオ撮影不可）。希望者は、7月4日（木曜）までに、Eメールでzoohall87@gmail.com（87以外はアルファベット）あてに予約を行うこと。なお、参加人数は各社3名以内とする。また、当日は質問を受け付けないため、質問がある場合は下記(7)によること。

(6) 実績等について

2021年度 入園者数約74万人（4月25日～6月20日臨時休園）

2022年度 入園者数約84万人（9月19日、2月2日～12日、14日～16日臨時休園）

2023年度 入園者数約79万人（8月15日臨時休園）

(7) 質問等

公募に関して質問があるときは、質問書（様式6）により7月8日（月曜）までに、Eメールでzoohall87@gmail.com（87以外はアルファベット）あてに提出すること。質問、回答は7月12日（金曜）までに、協会のホームページで公表する。なお、現事業者の企業情報（売上げ等）は、一切公表しない。

(8) その他

必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。

10. 選考結果の通知

8月上旬（予定）に、応募者全員に、文書で通知する。また、協会ホームページにて落札者名及び入札者数を公表する。なお、選考内容に関する問い合わせには、一切応じられない。